

日本弁理士会四国支部の活動について



日本弁理士会 四国支部 中井 博*

要 約

日本弁理士会四国支部は、徳島県・香川県・愛媛県・高知県の四国4県をエリアとし、常設知的財産相談室における無料相談や知財授業への講師派遣、知財総合支援窓口と連携した専門家派遣等を通じた支援を行っている。他機関と協力した中小企業等の支援も積極的に行っており、知的財産の利活用等に対する中小企業等の幅広い要望に対して対応する体制を整えている。四国支部は、小規模ではあるが、他機関との連携を積極的に推進して地域の中小企業等を知的財産の面からサポートし、知的財産を通して四国経済の向上に貢献できる支部を目指している。

目次

1. はじめに
2. 四国支部の知的財産支援活動について
 - 1) 常設知的財産相談室
 - 2) 三者連携
 - 3) 高専機構との連携
 - 4) 知財コラボ四国
 - 5) 知財授業等への講師派遣
3. まとめ

1) 常設知的財産相談室

四国支部は、常設知的財産相談室を開催して、相談員弁理士が地域の中小企業等の知的財産に関するアドバイザーとしての活躍している。常設知的財産相談室では、中小企業等の知的財産に関する様々な疑問等を解消するとともに、知的財産を通じた地域の知財の活性化に貢献している。常設知的財産相談室は、香川県以外の3県に居住する相談者の利便性を高めるために、香川県高松市に設置されている四国支部室だけでなく、徳島、愛媛、高知の各県でも実施している。

2) 三者連携

四国支部は、四国4県中小企業診断士(協会)、日本政策金融公庫四国6支店の間で相互支援協定(以下三者協定という)を締結している。この三者協定は、平成25年に日本弁理士会四国支部と四国4県の中小企業診断士(協会)との間で締結した相互支援協定を発展させたものであり、平成27年に日本政策金融公庫四国6支店を加えて締結された。

平成28年度からは、三者協定の締結による三者(弁理士、中小企業診断士、日本政策金融公庫)の協力関係を強化し、三者連携の周知度を高めることを目的として、三者連携セミナーを開催している。これまで、2回の三者連携セミナーを開催して、地元企業の知財活動に対する三者連携の事例を紹介した。

1. はじめに

日本弁理士会四国支部は、徳島県・香川県・愛媛県・高知県の四国4県をエリアとし、中小企業や大手企業、個人の方々の知的財産活動をサポートしている。これまでの常設知的財産相談室における無料相談や知財授業への講師派遣、知財総合支援窓口と連携した専門家派遣等を通じた支援に加えて、他機関と協力した中小企業等の知的財産の活用等について支援を積極的に行っている。四国支部は、小規模ではあるが、他機関との連携を積極的に推進して地域の中小企業等を知的財産の面からサポートし、知的財産を通して四国経済の向上に貢献できる支部を目指している。

2. 四国支部の知的財産支援活動について

四国支部では、様々な形で地域の中小企業等の知的財産の利活用をサポートする活動を行うとともに、知的財産に関する情報提供などを通して知的財産の普及に努めている。

* 原稿受領時は四国支部長

平成 28 年度は、10 月 14 日に愛媛県松山市の松山市総合コミュニティセンターにおいて最初の三者連携セミナーを開催した。地元企業や各機関の関係者を含めて 34 名の方にご参加いただいた。三者連携が開始したばかりであり、三者連携を構成する複数の機関が関与した事例は提供できなかったが、各機関が個別に支援した事例を提供することで、各機関による支援の理解と連携の可能性を提示できたものとする。



平成 28 年度三者連携セミナー写真

平成 29 年度は、10 月 14 日に香川県高松市のサンポートホール高松において三者連携セミナーを開催した。このセミナーでは、三者連携を構成する複数の機関が関与している支援事例を紹介した。セミナーでは支援先企業の社長にご講演をいただくとともに、支援先企業と各機関の担当者をパネリストとするパネルディスカッションを実施した。当日は土曜日であったが、地元企業や各機関の関係者を含めて 39 名の方にご参加いただいた。参加者のアンケートでは、知財に対する考え方等を見直すことができた、知財の新たな活用を知ることができた等のコメントをいただいた。実際の支援事例と連携に関与した当事者の生の声を提供することにより、参加者の知財への関心を高める効果が得られたと考えている。なお、このセミナーの後では知財広め隊の交流会を実施しており、各機関の相互連携と各機関と参加企業との交流が深まったと考えるので、今後の連携活動の活発化が期待される。



平成 29 年度三者連携セミナー写真

三者連携セミナーは、今後、徳島県、高知県での開催を予定している。三者連携を構成する複数の機関が関与した事例を増やすことによって、より有益な情報を参加者に提供できるセミナーとしていきたい。

三者連携セミナーを開催したことによる副次的な効果として、三者ともに相互の情報共有や他機関の活動実態の把握などが十分ではないことを理解することができた。三者連携による中小企業支援の強化と充実を図るためには、相互理解を深めるとともに連携を強めていくことが重要である。これから、三者連携セミナーに加えて三者による合同の勉強会等を開催することにより、相互理解を深めるとともに連携を強めていくことを予定している。

三者連携は相互支援協定の締結からまだ 3 年であり、実際の提携事例は少ない。しかし、三者連携セミナーや勉強会等を通じた相互理解の深まりや個人的なつながりの強化によって、三者が連携した中小企業支援等の提携事例が増えていくことを期待している。

3) 高専機構との連携

四国支部では、四国内の各高専（6 校）と協力関係を築いて、各高専における知財等について相互の協力関係を強化している。

国立高専機構と日本弁理士会との間では、平成 25 年 3 月 14 日に「知的財産教育の充実及び知的財産の活用のための協力に関する協定」と覚書（以下協定等という）を締結している。四国支部と四国内の各高専（6 校）との協力関係は上記協定等に基づいており、各高専（6 校）および四国地区高専地域イノベーションセンターとの間で知財に関する教育等の協力を深めている。

四国地区高専地域イノベーションセンターとの間では、お互いの担当者間で適宜連絡を取り合っており、四国

内の各高専との協力関係を維持するとともに、各高専での知財に関する活動を活発化させる方法等を検討している。

また各高専の支援には、各高専と緊密な協力関係を得るために各高専の相談担当弁理士を配置しており、各高専からの相談等に迅速かつ親密な対応ができるようにしている。その成果として、平成29年には新潟県長岡市で開催された平成29年度「全国高専フォーラム」において、弓削商船高等専門学校（愛媛県越智郡）との共催でオーガナイズドセッション「産学官連携における各種契約の実践的運用」を開催した。このオーガナイズドセッションは、弓削商船高等専門学校の相談担当弁理士である壬生優子会員とオーガナイザーである筒井壽博教授との間で産学官連携に関する相談が行われたことにより実現したものである。オーガナイズドセッションでは、各講演者の講演の後、講師と参加者との間で産学官連携に関するディスカッションが行われた。ディスカッションでは、産学官連携の場面で参加者が抱える問題点に関し、個々の事例の紹介や各人の見解等が提示され、有意義に議論が行われた。今後も各高専の教職員と相談担当弁理士との協力によって同様の協力事例が生まれることを期待したい。



また、各高専（6校）と相談弁理士との間で高専機構と弁理士会との連携について共通の認識を得るとともに、四国地区高専地域イノベーションセンターと弁理士会四国支部の協力による効果的な知的財産活動展開について協議するために、研究会も開催している。

4) 知財コラボ四国

四国支部では、日本弁理士会四国支部を主体とし、弁護士知財ネット四国地域会、四国内大学の技術移転機構である（株）テクノネットワーク四国（略称：四国TLO）、および独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）（徳島・香川・愛媛・高知）と共同して「知財コラボ四国」を運営している。

知財コラボ四国は、当初、四国の中小企業を対象と

して知財問題に関するワンストップサービスの提供を行うこと目指して設立され、知財相談と知財に関する啓発活動を行ってきた。

知財総合支援窓口事業が開始され弁理士・弁護士の両者が配置専門家として窓口での相談に対応するようになったことから、知財問題に関するワンストップサービスの提供における知財コラボの果たす役割が少なくなった。そこで、平成28年度からは、知財コラボ四国の主たる活動を知財に関する啓発活動に移行した。

上記方針転換を行ったのち、平成28年度愛媛県松山市で開催された三者連携セミナーにおいてパネルディスカッションを実施した。また、平成29年度は香川県・JETRO香川主催のセミナー「海外ビジネス人材育成講座『海外知財対策セミナー』」において、パネルディスカッションを実施した。パネルディスカッションでは、各機関の担当者と企業の方をパネリストとして、発明発掘から海外展開までの各ステージについて、事例を交えながら知財の活用方法と知財活用における注意点などを提供した。

知財コラボ四国は、四国TLOおよびJETROが構成メンバーとなっていることから、産学連携や海外展開の現場における知財の情報を一体として提供できるというメリットがある。このメリットを活かして、これからも地域の中小企業に対して有益な情報提供と知財の啓発活動を実施していきたいと考えている。

5) 知財授業等への講師派遣等

四国支部は、徳島大学工学部との間において協力協定を締結（平成25年1月24日）しており、この協定に基づいて「知的財産の基礎と応用・知的財産論」に講師を派遣している。この講義では、学生が将来、企業・大学・研究所などへ進んだ場合に知っておくべき知的所有権に関する基礎知識の修得を目的としており、毎年多数の学生が受講している。

四国では、4県すべてが日本弁理士会支援センターと相互支援協定を結んでおり、高知県土佐市とも相互支援協定を結んでいる。支援協定を結んでいる各自治体からの学校教育その他の支援要請に対して講師派遣で協力しており、愛媛県の学校授業に対する講師派遣もその一つである。

また、支援協定とは別に講師派遣の依頼があった場合にも、積極的に講師派遣を行って地域における知的

財産の普及に協力している。昨年度は香川県における初心者セミナーへの講師派遣を実施した。

さらに、「香川の発明くふう展」に対する審査員の派遣や土佐市の「くらし知恵袋事業」における審査にも協力して、地域での発明を奨励する事業に貢献している。

3. まとめ

四国支部は、様々な形で中小企業の知的財産活動をサポートしているが、まだまだ十分ではないことが多い。四国支部のこれまでの活動に加えて、知財キャラ

バン事業、知財広め隊事業を積極的に活用して中小企業の知的財産活動のサポートを充実させることを目指したい。また、他機関と協力することによって、弁理士とは異なる観点での知的財産に対する利活用の方法等を中小企業等に提案できる環境を整えている。他機関との協力体制の構築にはある程度の時間を要すると考えるが、これからも積極的に他機関と協力を推進して、幅広くまた四国の企業に適した支援活動を行い、知的財産を通して四国経済の向上に貢献できる支部としていきたい。

(原稿受領 2018. 2. 1)